

令和3年 多賀町議会12月第4回定例会再開会議録

令和3年12月7日（火） 午前9時25分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	富 永 勉 君
2番	清 水 登久子 君	8番	大 橋 富 造 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武 史 君
4番	木 下 茂 樹 君	10番	山 口 久 男 君
5番	松 居 亘 君	11番	川 岸 真 喜 君
6番	菅 森 照 雄 君	12番	竹 内 薫 君

◎欠席議員（0名）

な し

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	福祉保健課長	林 優 子 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
教 育 長	山 中 健 一 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
会 計 管 理 者	奥 川 明 子 君	学校教育課長	吉 田 克 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	本 多 正 浩 君
総 務 課 長	石 田 年 幸 君	生涯学習課長	大 岡 まゆみ 君
税 務 住 民 課 長	岡 田 伊 久 人 君		

◎議会事務局

事 務 局 長 夏 原 伸 幸 書 記 村 田 朋 子

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問

(開会 午前 9時25分)

○議長(竹内薫君) ただ今から、令和3年12月第4回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしくお願いをいたします。

(開議 午前 9時25分)

○議長(竹内薫君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(竹内薫君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

○議長(竹内薫君) 日程第2、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、それぞれ30分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。それでは、通告書の順に発言を許します。

最初に、6番、菅森照雄議員の質問を許します。

6番、菅森照雄議員。

[6番議員 菅森照雄君 登壇]

○6番(菅森照雄君) それでは、療育手帳(知的障害者)Bまでの軽自動車税減免の拡充をということで質問をさせていただきます。

平成31年3月議会において、滋賀県の自動車税に係る減免に関する制度が変更されたことに伴い、多賀町税条例の一部改正が審議され、軽自動車税の減免に関する税条例の一部が改正され、新たに知的障害者、精神障害者の本人運転も対象に加わるもので、私は令和元年6月、12月定例会、令和2年9月定例会でも質問をしましたが、この減免は知的障害者の場合、障がいの程度が重度Aの方が対象で、中度、軽度Bの方は対象外となっています。保育園、学校、病院などに通う18歳以下の子どもたちは、療育手帳A、B区別なく免許取得ができないため保護者の送迎が必要となってきますが、減免の対象はAのみとなっており、実態にそぐわない状態となっています。軽自動車税は市町村税であり、町の実態に応じて町長が決定することができるはずですが、それにもかかわらず、税の公平性を理由に現行のままの運用となっています。

よって、以下のことについて質問をいたします。

等しくサービスを受ける観点から、療育手帳Bの方も減免対象とすべきと考えるが、その後の減免に対する町の見解を担当課長に伺います。

○議長（竹内薫君） 岡田税務住民課長。

〔税務住民課長 岡田伊久人君 登壇〕

○税務住民課長（岡田伊久人君） 菅森議員の療育手帳Bまでの軽自動車税減免の拡充についてのご質問にお答えします。

令和元年6月、12月定例会および令和2年9月定例会におきまして、軽自動車税の減免範囲の拡充のご質問を受け、現行制度を維持していくことでご説明申し上げてまいりました。ご質問の平成31年3月議会にて、身体障害者等の社会参加をより促進する必要があるため、多賀町税条例の一部改正にて身体障害者等減免制度について改正を行い、知的障害者、精神障害者の方が本人運転に係る適用対象者に加えることとし、減免の対象は身体障害者等が専ら運転する軽自動車税で、当該身体障害者が所有するもの、身体障害者等と生計を一にする者が身体障害者等のために専ら運転する軽自動車税で、当該身体障害者等が所有するものおよび身体障害者等を常時介護する者が運転する身体障害者等所有の軽自動車税と規定しております。

議員が申される保育園や学校、病院等へ送迎する日常生活を営む上で必要不可欠な軽自動車税についての要件はそのとおりでございます。ただし、要件と減免となる障害範囲も同時に定めており、それぞれの障がいの程度、手帳の等級により判断して運用しております。ここで、療育手帳の交付を受けている場合の減免の対象はAとなっているところです。療育手帳を持っている方は、A判定でもB判定でも家族の支えが必要で、通学、通園することには変わらないとのご指摘は十分に理解するところでございますが、何かの基準で判断しなければなりません。

まず、療育手帳のAおよびBの判定につきましては、県にて一定の判定基準で行われているところでございます。ここでも手帳の判定に差があり、Aに近いBなど実際にあると理解しているところです。

次に、対象を療育手帳のAとしているのは、県税である自動車税の減免制度および県下の市町村の軽自動車税制度と同様に規定をしております。税制度におきましては、地方税法や県条例等に基づき、条例で規定整備をしております。それぞれの税制にも詳細に税率や限度額が定められ、全国の市町村もそれに応じて税の基準を定めているところです。税は、各市町村の条例で定まってはなりません、法の下に公平、公正にし、独自に運用するものではなく、税という負担を公平に住民に求めているものでもございます。このことについて、税の公平性の観点からとご説明申し上げてまいりました。

議員の申されますとおり、障がいがある方の障がいの程度や状況はいろいろあるのは理解するところではありますので、県や県下市町村の動向に合わせての制度を検討としてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 菅森議員。

○6番（菅森照雄君） それでは再質問をさせていただきます。

今、課長から説明がありましたとおり、以前と同じような答弁だったかと思います。その中で、知的障害者、療育手帳AとBには区分されております。Aのみが減免の対象とされています。以前にも言いましたね。これは税とは関係なく、療育手帳を交付された方に限定した条例の税の公平性は当てはまらなないと、私は以前から思っております。

まずその理由として、減免要件は18歳以下の場合、生計を一にする方が継続して月1回以上移動のため使用することとあります。どちらも運転免許が取得できないんですね。なぜAのみになっているのか、そこは以前からずっと私には理解ができないところであります。そこで、その理由を再度、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（竹内薫君） 岡田税務住民課長。

○税務住民課長（岡田伊久人君） 再質問にお答えをさせていただきます。

今申されましたように、本人が運転される場合は障害者本人の名義となりますし、生計同一者が運転する減免の自動車の対象は、今申したように週1回または月4回以上使用している自動車となっているところでございます。今申されましたように18歳以下ということで、その減免要件は確かに先ほどの答弁でも申しましたように該当するところではございます。そこでなぜAなのかというところでございますけれども、この区分につきましては、確かに判定によっていろんな差があるのは、先ほど申したように理解するところでございますけれども、県の自動車税の指定がAの判定ということになっております。そこで、先ほどから税の公平性ということで申し上げましたとおり、普通自動車税、軽自動車税の減免制度についても同一で運用すべきというふうな考え方で、県下の市町村の動向も統一しているところから、多賀町におきましてもAという判定で運用するというところで考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 菅森議員。

○6番（菅森照雄君） 以前と同じような答弁で、実際は私にとってはできないですよ。いろいろ言っても堂々巡りというか、そういうような感じになります。そこで、先ほども言われたように、県は普通車とかいろいろ言われてますけども、県は普通車は普通車で減免されてるんですよ。自動車税、多分、普通車の4万円以上のものについては4万円は減免して、それ以上の出た仮に5万円となった場合は1万円は負担するというようになってます。それで、制度がそうなっているとの答弁ですが、制度はそれで分かりました。多分、行政としてはそういう答弁だろうと思います。そこで、条例改正のときに県の改正をそのまま適用されてやっておられるわけですね。制度に私は問題があると思います。そこで、まず条例に当たっては特定の人を対象としたものについては、その範囲が適当かどうかには十分留意する必要があると書かれています。先ほども何回も言いますが、18歳以下の人は免許を取得できない。今、現状、実情と合っていないんですね。そのために、家族の方が運転する方に減免しましょうとなっているんです。以前から、私の言うてることはよう分かると思います。答弁されていたんですが、

課長に言われることは分かりました。ただ一般的に考えて、先ほどもちょっと言われましたけど、AとBは公平で問題はないと考えておられるのか、再度答弁をお願いします。

○議長（竹内薫君） 岡田税務住民課長。

○税務住民課長（岡田伊久人君） 再質問にお答えさせていただきます。

確かにAとBの判定については、Aの判定、Bの差というのは、実際、難しい判定もあるかと思います。Aに近いBもありますしBに近いAもあるということで、その判定については当然、県の方で療育手帳の判定をされているところではございます。今回に当てはめさせてもらう軽自動車税、当然、なぜBはならないのかという、公平ではないのかというご質問ではございますけれども、先ほども申しましたように、ある程度の基準というものが税の中にはございます。いろんな税率におきましてもそうですし、いろんな非課税基準なり、いろんな基準があるところで、それぞれにその基準を設けさせてもらって運用させていただいているという状況がございます。これは多賀町独自でしていただくわけではございませんで、国・県の動向を合わせながら税の一体的なもので運用させていただいておりますので、そこはご理解を頂けないかなというふうに思うところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 菅森議員。

○6番（菅森照雄君） 私はそういうことを聞いてるんじゃないんです。それは十分分かってるんです。ただ、一般的に考えてこれはどう思いますかということ、これはもう自分の意見でいいんですよ。行政としてのそれは分かるんですよ。ただ、これは今もうずっと前から言うてるように、課長として一般論としてどう思われてるのか、それを示してください。

○議長（竹内薫君） 岡田税務住民課長。

○税務住民課長（岡田伊久人君） 再質問にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃることも十分、私もいろんなご質問を頂いて分かるところでございます。ただ、税制としての立場がございまして、そこはご理解を頂きたい。ただ、いろんな障がいをお持ちの方で、多賀町におきましてもいろんな制度、やっぱりそういう補助制度なりを設けさせてもらって、いろんな形で共生する社会を目指していくということで、そういう障害者の方のガソリン補助ですとか、いろんな形で別個にそういう補助体制を設けていくべきでありますし、そういう対応、きめ細やかな支援というものは必要であるというふうに考えておりますので、そこら辺でご理解を頂きたいと思っております。

○議長（竹内薫君） 菅森議員。

○6番（菅森照雄君） 長々と答弁ありがとうございます。僕はそういうことを聞いてるんじゃないんです。もう一言でいいんです。一般的にAとBとを考えたときに、これは普通一般で考えたら公平か不公平でないかというのを、自分の判断で聞かせてほしいなというのを今言ったんです。何かありますか。なかったらもうよろしいですけど。

○議長（竹内薫君） 岡田税務住民課長。

○税務住民課長（岡田伊久人君） 再質問にお答えさせていただきます。

当然、私も税制を預かる部分ですので、この公の部分で個人の意見としては控えさせていただきますと思います。

○議長（竹内薫君） 菅森議員。

○6番（菅森照雄君） いいです。苦しい答弁やったと思います。

そしたら、いろいろ言っても同じようなことで、前回の答弁で、自動車税は各市町村ではどうすることもできないと答弁されておられるんですよ。軽自動車税は町税であり、町長の判断でできると思います。私はいつも言ってます。軽自動車税の減免の第9条にどう書かれていますか。今、分からなかったら、もう時間ないので私言いますけど、分かりますか。もう分からなかったら、僕言います。

○議長（竹内薫君） 菅森議員。

○6番（菅森照雄君） 時間短縮ということで、町長は療育手帳、精神障害者の方の軽自動車税の減免をすることができるとなってます。軽自動車税は市町村税であり、私は前から言ってるように、町長の判断でなるというように言っております。いろいろ言っても仕方がないので、そうであれば、何か今までずっともう2年ほどこういうことを言い続けてるんです。なかなか両方の意見が合わない部分がいっぱいあるんで、そうであれば何かできることはないのかということで、2年間向こうあるので、そういったことを考えておられるのかどうか答弁願います。

○議長（竹内薫君） 岡田税務住民課長。

○税務住民課長（岡田伊久人君） 再質問にお答えさせていただきます。

先ほどもちょっと申しましたけども、多賀町におきましては、障害者の方が所有し運転する自動車のガソリン費の補助とか、また自宅から通学する障害児の通学に係る経費のための補助とか、いろいろそういう補助制度を実施させていただいているところでございます。先ほど来お話ありました、障がいがある方の障がいの程度とか、状況はいろいろあるということは感じているところでございます。また、ご家族の支援とかも必要であるということは考えているところでございますので、今後、障害福祉施策として調査研究した上で支援について考えさせていただきたいと存じますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（竹内薫君） 菅森議員。

○6番（菅森照雄君） これは先ほどのやつは町長に見解を聞こうかなと思ったんですけども、今後考えるというようなことなんですけど、町長、それでよろしいですか。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 課長が今申し上げたとおりでございます。

○議長（竹内薫君） 菅森議員。

○6番（菅森照雄君） 分かりました。考えるということで、考えるだけではあかんで、

これ大体いつ頃までに考えてもらえますか。

○議長（竹内薫君） 岡田税務住民課長。

○税務住民課長（岡田伊久人君） 再質問にお答えさせていただきます。

ご質問に言いました考えるということで、今年度中に一度考えさせていただいてさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（竹内薫君） 菅森議員。

○6番（菅森照雄君） ありがとうございます。やはり、行政の方も制度がおかしいなど思われていると私は感じてるんですよ。やっぱり、そういった弱い立場の人いますか、本当にこれは一握りの方なのであまり話題にはならないのかなというようなことも思っていますので、そういうところも誰かが言わないとひとつも良くなりませんので質問させていただきました。今の答弁ですと考えるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、砂防堰堤の浚渫と芹川の浚渫について質問をいたします。

以前より、河川の浚渫については同僚議員から何度か一般質問されておりますが、今回は芹川の浚渫について質問します。芹川の上流は大部分が急峻な地形であり、数多く合流している谷には、これまでいくつもの治山堰堤や砂防堰堤が整備されています。特に集落周辺に設置された砂防堰堤は、台風や大雨による土石流から住民の生命や財産を守る重要な施設でもありながら、整備後、長期にわたる土砂の堆積により、土砂流出防止能力が十分と言えない状況になっています。そのような谷から流出した土砂が本流に流れ込む結果となっており、これまで行っていた浚渫箇所においても、効果が長続きしない状況となっています。

このような状況から、以下の3点について担当課長に伺います。

まず1つ目は、砂防堰堤の浚渫はどうなっているのか。

次に、芹川において定期的に浚渫を行うことはできないのか。

3つ目に、林道が整備された谷において、土砂崩れにより通行不能となった場合の復旧時、流出した土砂の処理はどうされているのか。担当課長に伺います。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 菅森議員の砂防堰堤の浚渫と芹川の浚渫についての1つ目のご質問の砂防堰堤の浚渫状況についてお答えいたします。

町内の砂防施設につきましては、湖東土木事務所河川砂防課において定期的な点検や維持補修を行いながら管理されているところでございます。現段階では、調査結果により砂防堰堤の浚渫が必要とされる箇所の報告は受けていないとのことですが、国道306号沿いの佐目細谷に設置されている砂防堰堤につきましては、急峻な地形で土砂の流出量が多いため、当初から定期的に堆積土砂の搬出を見込んだ堰堤となっていることから浚渫を実施されております。

2つ目のご質問の芹川において定期的に浚渫を行うことはできないかにつきましては、湖東土木事務所管内において定期的に河川の浚渫を行っている箇所はなく、堆積状況を見極めながら浚渫を実施されているのが現状ですが、近年の集中豪雨では線状降水帯の停滞により長期間降り続くこともあるため、想定を超える河川の増水に備え、河川断面の確保は重要になります。総務省では、令和2年度に緊急浚渫推進事業債が創設され、令和6年度までの5年間に集中的に浚渫事業を進めることとされており、湖東土木事務所管内におきましても、下流域が主体となっておりますが、10河川での計画となっております。また、芹川につきましては彦根市と多賀町で構成する芹川治水対策連絡協議会において県庁への要望活動を継続して行っており、治水対策の着手や堆積土砂の撤去を強く要望しております。今後も河川の状況を注視し、危険な箇所につきましては湖東土木事務所に迅速な対応を求めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 引き続き、菅森議員の3点目、林道が整備された谷において土砂崩れによる通行不能となった場合の復旧時は土砂の処理はどうされているかのご質問にお答えいたします。

台風や集中豪雨等で林道が土砂崩れにより土砂が堆積され不能となった場合につきましては、早急にその林道の管理者が現地確認を行い、対応を行っております。町管理林道につきましては、直営での対応が困難な場合は民間事業者にドーザー等で、原則、林道沿いの車両等の通行に支障がない比較的開けた場所に押土するように依頼しておりますが、例外的に開けた場所がない場合はトラックなどでの搬出も行う場合もあります。また、びわこ東部森林組合、大滝山林組合、彦根市犬上郡営林組合の管理林道については、各組合が独自に町管理林道と同様の対応をされており、その維持管理に関わる経費については林道維持補修補助金として町が一定の補助を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 菅森議員。

○6番（菅森照雄君） それでは再質問をさせていただきます。

今、課長が答弁いただきました。しかし、私ちょっと勉強不足で、砂防堰堤と治山堰堤は違うということですね。芹川の上流に行きますと、いくつもの堰堤があるわけです。その中で、堰堤の機能といいますか、多分同じように土砂止めというか、そういうような機能を持つてると私は理解してたんですが、そういうものではないというような話を聞きましたので、先ほど言いましたように砂防堰堤と治山堰堤は違うということです。

そこで、治山堰堤は山を守るということで、その山の浸食を防止するために根固めと

というようなことで、砂防堰堤は集落の近くにあつて土砂止めいいですか、谷止めいいですか、そういうような機能を果たして土砂の流出を防ぐというようなことだと思います。しかし、川の沿線に住む住民にとってはどっちでもいいというような表現がいいのかどうか分からないんですけども、やはり芹川の上流に行くと川幅が狭い。それで、台風などの大雨によりますと、やはり上流から土砂が一気に流出して、それが堆積してるんですよ。今まで、以前にも何回も大雨による洪水のために床上もありましたし、もう床下浸水が度々起こっております。そういうことから、やはり土砂の流出防止が必要と考えております。その中で、最初思っていたのが、上流で堰堤は土砂止めと思っていたのが、それはそうではないと、そういう機能ではないというような話なんですけども、しかし、どちらにしろ、上から土砂が流れてくるのは一緒なので、土砂の度にいっぱい河川に土砂が堆積するというところで、砂防堰堤と同様にやはり治山堰堤も機能が違うと言われればそうなんですけども、やはり土砂止めという形でそういった浚渫ができないのかなというふうに思っております。

その中で、砂防堰堤についてもその浚渫が、今、県の方で調べたところそういったところはないというような話なんですけども、これたまたま私の裏のなんですけど、砂防堰堤を造っていただきました。砂防堰堤を設置するときに、「その中にたまつたのはどうするんや」というて村の中でいろいろ聞いたところ、「たまつたらすぐどけます」というような説明でございました。私らはそれは信用するんですけども、もうそれからもう20年ほど経つて、何回も県に要望も浚渫を出してるんですけど一向に回答が来ないということで、やはりそういった現状もあるので、県にきつク要望をしていただきたい、そのように思っております。

それと、先ほど産業環境課長の説明がありましたけど、土砂の処理について説明がありました。しかし、ローダーなりで林道が通れるようにすると。その中で、流出した土砂が搬出なりと言われてるんですけど、搬出されたところを見たことはないんですよ。私も現場を見に行つてずっと見てたんですけど、やはりそういう道から多分谷に落ちてるやつなんかは、やっぱりもう大雨とかそういったときに全部下流の方に流れるんですよ。その治山対策といいますか、そういったことはどういうふうにされているのか、そのところをお聞きしたいと思つています。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

治山堰堤といいますのは、先ほど来から菅森議員がおっしゃるように、基本的には土砂の撤去は行わず、横に林道がある場合、撤去してしまいますと、その林道に付随してあります擁壁等の根固めとか、林道機能が損なわれる可能性がある。治山というのは山を治めるということで、山に均すというんですか、緩やかな勾配にして水を流していくというようなことで山を守っていくというような事業ですので、治山事業での立木等がたまつてくる場合におきましては、ある一定撤去等もあるかもわかりませんが、基本

的には山そのままの状態でご配を決めて山を守って谷を守っていくというような流れが自然な流れだというふうに私は理解しております。

○議長（竹内薫君） もう1点、林道の土の広い場所にして、ないところは出すということですが、それを見たことがないということですが。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 林道沿いの土砂崩れですか、上から崩土が来る場合に、そのまま谷の方に行く場合もあります。行くような大きい災害等につきましては災害復旧にかけてやってる場合もございますし、少量の林道内で収まるような土砂の場合ですと、やはり谷にまくるわけにもいきませんので開けた場所まで持っていくということと、あと距離が長ければ、その林道内の近くにあればいいんですけども、それがやはりその林道沿いにはなければ、おそらく通常の残土運搬処理として処理をしているところもございます。基本的には開けた部分に置くというのが原則で、経費もかかる観点から、先ほど言いましたように押土で開けたところにやると。そして、大規模な場合の土砂につきまして、置く場所がなければ下流の方まで運んで処分するというところでございます。

○議長（竹内薫君） その前例としてどこかに置いたことがあるのかということと、先ほど、砂防堰堤の件で県に問い合わせたところ修正するという話だったんですけど、今、課長の答えではないということでしたね、立木以外は。その辺の答えも、そしたら今の林道の件で、場所はどこかありますか。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 林道での崩土によるトラックでの搬入につきましては、私も現地の方を現場の者に任せておりますけども、開けた場所にトラックで運搬しているということでございます。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） 再質問にお答えさせていただきます。

先ほども菅森議員がおっしゃられたように、治山堰堤と砂防堰堤の違いという部分があります。基本的に議員おっしゃるように、最終目的は土砂を流出させないというところで共通するのではないかなと思っております。治山堰堤につきましては、基本、谷の浸食を止めるために堰堤をいくつも階段上に谷に設置します。そこに堆積する土砂というのは、その堆積した状態で山が安定するという設計の下に造られたものです。ですので、それをまた撤去してしまうと、新たにそこにたまるための土砂が山を侵食して出てくるということになるので、山の浸食を進行させてしまうことになるので、それは撤去しないというのが原則の考え方というふうに考えております。砂防堰堤につきましては、山から出てくる土石流を集落、生活エリアになだれ込まないために一定止めるための効果がございます。ですので、ある程度たまってきた場合は浚渫の必要があるというものなんですけど、私もちょっと勘違いをしていたことがありまして、土木事務所の方に確認をいたしました。砂防堰堤は、ダムのようにポケットがしっかりあって、そこに流れてきた土砂をためるんだというふうに私も解釈しておりました、そんなところ、もういっぱいたまってるところはいっぱいあるんじゃないんですかという話は確認させてもらい

ました。ところが、砂防の考え方としましては、水通し部分、少し切り込んだところがあってそこを水が流れてると思うんですけど、あそこの高さまでは土砂が堆積して、そこから上流に向かって勾配が緩い状態で水平部分が出来上がると。そこが水の流れを緩くすることによって、そこに土砂が止められるという状況が正常な状況ということで、堰堤を掘り下げて土砂を撤去してしまうことは堰堤として強度が持たないということになってくるので、水通しの高さまでは土砂がたまっていて正常な状態というふうに考えているという答えでしたので、今、議員が見ておられる砂防堰堤につきましても、そういう状況が多いのではないかと思います。ということでございます。

○議長（竹内薫君） 菅森議員。

○6番（菅森照雄君） 分かったような分からんような答弁やったと思うんですけども、私が言いたいのは、先ほども飯尾課長と藤本課長が言われましたように、治山堰堤はいっぱいまで土砂がたまっててもそんで正常やと。それはそれで分かりました。しかし、今、治山事業で植林とかいろんな植栽、いろいろやって山を守るというようなのをやって根固めをやってるんですけど、それと同時に根固めという今回の質問なんですけど、やはり根を止めても、やっぱり今もう課長らもよう分かってるように、芹川の上流に行ってもらおうと、もう山に草も生えてない、下からずっと上を見たら見える、石がゴロゴロしとる。そういうような状態で、やはり土砂崩れとかそういうやつがいっぱいあって、それは皆、谷に流れ込んでるんです。結局、今いっぱいになってるので、そこへ流れたやつは絶対に水が入ったら流れるので、結局はやはり下に流れてくるんです。その状態が今の芹川の状態なんですよ。ですから、やはりその治山とか河川、砂防とかじゃなくて、やっぱり川が別々で県にも要望するんじゃなくて、いろんなそういう連携して県に要望をしていただきたいというのが私の思いなんです。それで、やはり芹川の浚渫についても、芹川は用途規制河川に指定されてるんです。これは今、民間業者でも採取ができるように規制が柔くなってるので、やはり上流、中流、下流、ここの久徳辺りもそうなんですけど、先ほど課長が言われましたように、堆積している部分だけでいいので、それとまた集落内にいっぱいたまってるところがあるので、そういった危険なところを重点に、全線するんじゃなくて、そういったところを県に強く要望をしていただきたいということが私は言いたいので、やはり治山や砂防とかいうような区分をしなくて、先ほどの私の前の質問と一緒にですね。そういうことじゃなくて、やはり連携して山も守らなあかん、また川も守らなあかんということで、連携して県に強く要望をしていただきたい。そのように私は思いますので、ひとつよろしく願いしまして私の質問は終わります。

○議長（竹内薫君） 次に、9番、川添武史議員の質問を許します。

9番、川添武史議員。

〔9番議員 川添武史君 登壇〕

○9番（川添武史君） 9番、川添です。議長の許可を頂きましたので、この12月議会

に2つの質問をさせていただきます。

まず1つは、多賀区内にあります旧遠藤邸の解体、整地後の開発についてであります。

令和元年8月に多賀区長より、多賀634番地旧遠藤邸宅の建物解体と跡地の整備に関する請願書が出されました。請願事項は、建造物の解体と、撤去し更地にし整備する。2つ目は、敷地東側の通り、町道本町向山線、この通りを救急車、消防車が通行できる道幅を確保するためセットバックをする請願でありました。財産管理人が選定され、入札などをして、ようやく令和3年6月に整地が完成しました。

私がこの質問を出したのが11月19日でありました。その後、多賀区長から、町長宛と議会に対し、町長宛には跡地事業に対する要望書、また議会には跡地利用に関する請願書が届いておりました。この請願書は、議会の方は産業建設常任委員会に付託し9日に審査する。また、連合審査を総務常任委員会と産業建設常任委員会と両方でやるように決定しました。多賀町長に対する請願の中身は、あまり我々の請願とは少し違うのかなというような感じもしています。この件に関しまして、要望書を受け取っておられますか。その辺をお聞きしたいと思います。それから、その対応はどのように考えておられるのかをお願いします。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

〔企画課長 野村博君 登壇〕

○企画課長（野村博君） 川添議員のご質問にお答えさせていただきますけど、まず先に、先ほど要望書の方が提出されているかのご質問ですけども、絵馬通りの活性化を考える会の会長として多賀区長も兼ねるということで要望書の方は受理させていただいております。

それではご質問にお答えさせていただきます。令和元年8月に多賀区長より提出されました旧遠藤邸の建物解体と跡地の整備に関する請願書については、同年9月の議会定例会にてご審議をされ、その決議に基づき現在、相続財産管理の管理の下、建物の解体、滅失登記までは完了しております。

川添議員のご質問の趣旨は、今ほどの絵馬通りの活性化を考える会から、町への要望書、議会への請願書にある今後の跡地利用の件と推察いたしますが、令和元年度の請願書の要望のとおり、敷地東側の通りを救急車、消防車が通行できる道幅を確保するためセットバックをするについては、道路幅員を4.5mとすることで請願者である多賀区長様のご了承を頂いております。残る跡地の利用については、このときの請願書の要望では、建造物を解体、撤去して更地にし整備するにとどまっており、具体的な土地利用が示されていなかったことから、その後、地域のご意向、絵馬通りの活性化につながる利用を伺うために、多賀区まちづくり会社である杜の実、多賀門前町共栄会、多賀観光協会、多賀町商工会、多賀大社で構成される絵馬通りの活性化を考える会にお諮りし、隣接するかぎ楼の駐車場の区画変更、駐車場5台分程度の土地を多賀区が所有される、また宅地相当分として1区画約200㎡の2区画を確保し、こちらを分筆し、相続財産

管理人による任意売買の手続の準備を進めていただいております。この件についてはその都度、議会でもご説明をさせていただいてきたところではございますが、本年6月に絵馬通りの活性化を考える会において再考の案のご意見があり、この度の議会への請願書、町への要望書にて土地利用についての要望をお示ししていただいているところでございます。

しかしながら、跡地利用の再考、見直しに当たっては、既に相続財産管理人より、大津家庭裁判所彦根支部に上申、経過報告がなされており、このときの報告では、処分の正当性、こちら弁護士から聞き及んでいる件でございますけれども、処分条件の相当性は処分金額その他の具体的取引条件で判断する定量的要素となっております。この度提出されました請願書、要望書の土地利用案については、この金額等の定量的要素に類するものではなく、そのほかに考慮すべき事情、背景事情等で判断する定性的要素を示し、家庭裁判所の審判を得ることが原則となります。

ご質問の趣旨である町としての考えについては、町といたしましては、跡地利用の検討については当初より、地域、絵馬通りの活性化につながることに重きを置き進めております。この度の絵馬通りの活性化を考える会からの要望が、処分の正当性による定性的要素、度々となりますけれども、こちらの方はその土地を有効に活用できる等の背景的事情をしっかりと示していただくためには、やはり地域住民の代表である議会のご理解も必要であり、議会への請願書をもって十分にご審議をなされると存じますので、その結果に基づき判断をさせていただきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） ありがとうございます。その辺の事情は私もよく知っております。今回、新しくこのような請願、また要望書が町に出されました。当然、今現在では管財人の判断が必要だと思うんですが、多賀区としてもこの土地は本当に有効に使いたいというのが本音であります。このままでの状態ではやはり競売にかかってしまうのかなというようなこともありますし、そうすればどのような住宅ができるのか、そういうこともいろいろ多賀区、また門前町の活性化を考える会の人々がいろいろ考えて、この6月に絵馬通りの活性化を考える会の協議の後、新しく駐車場にしているいろんなイベント、またこれから本町通り、今現在、かめや、かぎ楼が登録有形文化財の建物になってます。また、せんなり亭伽羅多賀別邸、また、あさひやさん、石田邸、この3つの旧住宅が国の登録有形文化財の申請も検討されてるということで、多賀の核となる駐車場を整備、また災害の拠点として多賀区が使いたいというようなことでありますので、私も議会の方に対しましてはしっかりとその辺も説明したいと思います。多賀区としても、この財産は多賀町には迷惑をかけない、多賀のお金でかかった分はしっかりと補てんをするという話も聞いてますので、そのようなことを考えていただいて、また結論を出していただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。あと、どのような考えか。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 貴重なご意見として承らせていただきますけども、町といたしましては、今、多賀区というお言葉でありましたけども、あくまで絵馬通りの活性化を考える会、その中の構成されている多賀区のご事情という形で、そこの活性化を考える会の意向というのは、またその会が開催されて、また意見の方を取りまとめされていられるお話かとは思いますが。核となる駐車場というお話もございまして、絵馬通りにつきましても人に優しい道というようなコンセプトの方から始まっておりまして、またその駐車場にするものについても、やはり絵馬通りのまちづくりという形の視点を持って活性化を考える会の中でもご議論させていただけるものと考えておりますので、その情勢も考えながら、お見受けしながらというところもありますけども、やはり裁判所の方に対しても相当な理由を持っての説明が必要ということで、議会の方でも十分なご審議の方をお願いしたいところがございます。以上でよろしいでしょうか。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○議長（竹内薫君） 川添議員、次に移られるんですけどちょっと休憩を取らせていただきたいと思うんですが、いいですか。続けられると、時間が1時間以上超過しますので、ここで暫時休憩をしたいと思いますと思うんですが、よろしいですか。

○9番（川添武史君） はい。

○議長（竹内薫君） ここで暫時休憩をいたします。

10時45分からの再開といたします。

（午前10時26分 休憩）

（午前10時42分 再開）

○議長（竹内薫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きの質問を、川添議員、よろしく願います。

○9番（川添武史君） 2つ目の質問を行います。

8月の豪雨被害の復旧の対応についてであります。

今年の8月14日の大雨で、町内でも各地で被害が発生されたと聞いてます。各集落からの豪雨対策の要望や、その後の復旧対応に町も大変苦慮されたと思います。今回の豪雨により、町道等の応急災害復旧、災害復旧工事が必要な箇所が10か所、また教育委員会部局でも応急処置など6か所の復旧工事が必要と報告されています。現在、復旧工事は全て完了されているのか。昨日の神細工議員の質問でもこれはありました。再度お聞きしたいと思います。また、完了できていない場合は、その後に発覚した地域整備課職員の逮捕による人員不足がその原因であるかなというように考えます。そのようなことが現在あるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 川添議員の8月豪雨被害の復旧対応についてのご質問にお答えいたします。

昨日と一部重複いたしますが、地域整備課所管といたしましては、被災箇所の応急復旧工事として4か所施工し全て完了しておりますが、本復旧工事につきましては6か所中4か所が完了しており、1か所は近日中に着工予定、もう1か所につきましても近く契約を締結する予定となっております。

ご指摘いただきました地域整備課職員の不祥事による人員不足につきましては、ほかの課員が助け合いながら何とか補っていておりますので、大きな影響は出ておりません。ただし、今回の事件による約1か月の捜査期間中は、全庁的に土木建築工事の新規契約を控えておりました関係から着手が少し遅れている状況ではございます。また、教育委員会所管の工事につきましても同様でございまして、3か所が近日中に契約を締結する予定となっております、残り3か所が見積り徴取の段階となっております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 災害復旧工事6か所のうち、できてないのはどこですか。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

1か所につきましては八重練地区の里道災害復旧工事でございます、こちらの方の里道の復旧工事につきましては、これから施工を始めるという状況になってございます。もう1か所のこれから契約を締結する予定の箇所につきましては、業者の方は今、決定をいたしまして、斎場道の奥、紫雲苑の下の池のところの法面が崩れた箇所です。こちらにつきましては、応急復旧工事を終えております。その後、本復旧工事をしなければならない予定でございまして、その分がこれから契約をするという状況の箇所でございます。9月議会の全員協議会でお答えさせていただきました表でいきますところの5番ですね。以上です。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 教育委員会所管では3か所と聞いてるんですが、どこですか。

○議長（竹内薫君） 本多教育総務課長。

○教育総務課長（本多正浩君） お答えをいたします。

細かくは6か所あったんですけども、工事の契約としまして同じ工事、工種ということもあって3つの契約にしております。スロープの改修と砂利の取り出し、あとアスファルト舗装については1つの契約としまして、こちらについては12月の末を工期として進めております。あと、法面の改修、キュービクルの下のところですけども、こちらの方が1月末を見込んでございまして、教室の床の張替えが2か所ございましたが、こちらについては12月末を工期としておったんですけども、応札がなかったものですから、

再度、見積徴取を今しているというふうな段階でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） ありがとうございます。特にこの教室の床の張替え、また廊下の張替え、これは子どもの安心・安全を考えたらずぐにやらなあかん工事やと思いますし、再入札ということらしいですが、金額的なこの予算の出し方ですが、これはどこで予算を出してるんか、内容をお聞きしたいと思います、地域整備課も両方とも。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問で、応急復旧工事の部分と災害本復旧の部分等につきましては、ご説明をさせていただきたいと思います。

応急復旧部分につきましては消防費を使わせていただいております。これは、工業会との協定に基づいた応急復旧の協定による工事ということで、総務課の消防費の方で予算を計上していただいております。施工監理の方は地域整備課の方で対応させていただきました。

本復旧の6か所につきましては、9月議会、前議会の方で補正予算をお願いした案件でございまして、これは土木費の方で、土木費といいますか、災害復旧費になりますが、そちらの方で計上させていただいて施工させていただいているという状況でございます。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） この予算立てをする見積りは誰が見積書を作ってるのかというのを。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） 我々の課で工事発注させていただく分につきましては、設計をさせていただきまして、わずかな設計にもなりますけども、土量なりコンクリート量なりを算出させていただきまして積算をするわけです。積算を基に見積りを徴取するというのがほぼほぼ全件になります。以上です。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） この後の質問の、当時、課長補佐が逮捕されたと、官製談合違反ということで、課長補佐の話ではどういようなことが起こってそういうようなことが起こったのかということで、見積りのときに何かもっとほかのことが考えられないのか。なかなか、多賀町みたいに小さい自治体では難しいと思います。その辺をしっかりと今後も考えていってもらわんと、こういうことが起こり得るんじゃないかなというように私は思います。その辺どういように今後考えていくのか、お聞きしたいと思います。これは企画課長か総務課長かどっちか。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） お答えをいたします。

まさに第三者委員会にお諮りをさせていただいて、答申を頂いた後、検討していき

いと思います。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） これから第三者委員会でいろいろとされると思いますが、それもやっぱり大きな問題の1つやと僕は認識してます。これ、話がほかのところとなるんですが、しっかりとやっていただいたらというように思います。また、12月の町の広報、私はずっと職員の研修をやってほしいというのが前々からの話をしております。これも先ほどの課長補佐のことと一緒にと思います。

○議長（竹内薫君） 川添議員、ちょっと通告書と外れてると思うんですけど。

○9番（川添武史君） いや、この辺。

○議長（竹内薫君） 地域整備課のあれですか。

○9番（川添武史君） そうです。結局、そういう研修が行われてないで、こういうことが起こる。12月の広報、コンプライアンスの研修を受けたのは多賀町で2人だけです。こういうこともしっかりやっていただく、また例えば、建築でも建設工事であれば草津に県の養成所もあります。職員の中にも、行っていただいて、今現在一生懸命やっただいてる職員もおられます。やはりそういう研修制度をしっかりとやっていただくと、こういう問題も起こってこないのやないかなというように僕は思うとります。ずっと前から職員の研修をもっとやらなあかん、職員のスキルアップが一番大切やとずっと何回もこの話はしてますが、この辺はどういうように考えておられるか。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、コンプライアンスの研修と言われると、確かに不足してた分があるのかもしれない。10月21日に職員全員でもってコンプライアンスの研修には受けさせていただきましたし、実施をいたしました。なかなか私個人の感想としては、講師としては良かったのかなと思っておりますし、この10月、この日を忘れることなく、令和4年度もこういうような研修を続けていく必要があるかなと思っております。

あと、職務上のそれぞれのスキルアップの研修というのは、それぞれの立場で若い子から受けておりますので、その辺についてはできているものというふうに思っております。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 最後をお願いなんですが、地域整備課長、県との窓口は誰が担当されてどのようなことをされているのか。多賀区でもいろいろ県に対して要望も出しますが、その辺の対応はどうされてるんですか。それだけお聞きしたいと思います。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

以前から課長補佐には、県事業、県が実施される県事業の町としての窓口といいますか、地元とのパイプ役、そういう役目が1つありました。その部分につきましては、現

在はほぼ私に対応させていただいております。あと、要望関係、地元から県に上げられる要望とか、町に上げられる要望、それぞれ出させていただいてますが、そちらの方の取りまとめて県の方へ上げる行為につきましては、うちの職員が、今は植松という職員が担当させていただいて、集約して県の方との振り分けをして、県の方に上げる分については県に上げております。以上です。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 昨日の神細工議員の答弁にもありましたとおり、町の要望が6か所、県への要望が6か所ということで、なかなか県も動いてくれないのかなというのが僕は思うてんです。多賀区なんかは相当な要望を今まで出してますが、僕が知ってるだけでも3つの要望、四手川とかいろいろ出してますが、その辺の返事が全然返ってこないような事業だと思ってます。その辺はどういうようにお考えですか。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

昨日も神細工議員との答弁の中でもお話をさせていただいておりますが、県の方へ上げさせていただく要望につきましては、半期ごとに集約をして県の方に上げさせていただいてるんですけども、緊急性のある案件につきましては、その都度、県の方にもお知らせをさせていただいておりますし、県の方でも年度内の予算で対応できる分についてはさせていただいてるというふうには考えてはおります。ただ、今ほど申しました半期ごとに報告をさせていただいた案件につきましては、県の方でそれをまた一つ一つ返事を返していただいて、まとめてこちらの方へ頂いてる、それをまた集落の方にお返しするという流れをしておりますので、なかなかすぐ返答をお返しできている状況にないということだけはご理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） しっかりと県にも、先ほど菅森議員もいろいろ言われてるように、なかなか県も動いてくれないのは僕らもよく知ってます。もう本当に太いパイプでやってもらわんと、なかなか山間地の住民の安心・安全ということになれば、本当に多賀だけではできない事業がようけあるというのが事実です。しっかりとやっぱり県と太いパイプを持っていただいて、今後も町に頑張っていただきたいと、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○議長（竹内薫君） 次に、7番、富永勉議員の質問を許します。

7番、富永勉議員。

〔7番議員 富永勉君 登壇〕

○7番（富永勉君） 議席番号7番、富永でございます。議長の許可を頂きましたので、質問をさせていただきます。

まず1点目、多賀町里づくり魅力化プロジェクトの大滝地域の取組について、担当課長に伺います。

多賀町里づくり魅力化プロジェクトについては、その都度議会に説明がされているが、住民の皆さんに知っていただくためにも一般質問をさせていただきます。

多賀町全体では多賀地域の住宅開発が進み、移住、定住につながり、人口が増加し、大変喜ばしいところがございます。しかしながら、大滝地域では高齢化による自然減、人口流出などにより人口が減少しているのが現状であります。町行政においては、この現状の対策として、平成28年に多賀（大滝）里づくりプロジェクトアクションプランを策定し、今日に至っては大滝地域の各集落の代表者が構成する多賀町里づくり魅力化プロジェクト会議で地域住民の皆様が主体となり地域の活性化を図るため取り組んでこられております。9月の定例会で、町長の行政報告でも、人が集い地域の魅力や情報を発信する拠点として大滝神社旧宮司宅をお借りすること、大滝小学校の給食をモチーフにした弁当づくりなど、少しずつではありますが、具体的な事業が進められていると報告があります。

そこで、次の点につきまして伺います。

プロジェクト会議での取組の進捗状況と今後の展開について、担当課長に伺います。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

〔企画課長 野村博君 登壇〕

○企画課長（野村博君） 富永議員のご質問にお答えいたします。

多賀町の人口動態では、自然減、人口流出が著しく、人口減少に歯止めがかからない状況でありましたが、平成28年3月以降、この間の人口減少は約110人と緩やかな傾向となり、7,500人から7,600人台を推移しています。

富永議員のご質問にもありますように、多賀地域での住宅開発に伴い、多賀町の魅力を感じ、移り住んでいただいた結果ではありますが、一方では大滝地域の人口が約250人減少する中、多賀（大滝）里づくりプロジェクトアクションプランを策定し、令和2年度より多賀町里づくり魅力化プロジェクト会議を立ち上げ、大滝地域の各集落の代表者にお集まりいただき、また県立大学のご支援も頂きつつ、地域の魅力を生かし、地域の活性化を図り、住み続けたい、移り住みたいと思われるまちづくりのご検討を頂いているところでございます。

9月定例会の冒頭に、大滝神社旧宮司宅をお借りし、人が集い、地域の魅力や情報発信する拠点づくりを進めるとご報告されたところですが、こちらについては現在、建物の改修工事の着手に入ったところで、来年4月には拠点づくりに取り組む若い世代を受け入れられるように取組を進めております。同じく、大滝小学校の給食をモチーフにしたお弁当の販売事業では、富之尾区が所有される旧営林署の利用について区のご理解を賜り、厨房等の改修を1月以降に進めるなど、プロジェクト会議の委員の皆様が主体となり着々と準備を進めておられます。ほかにも、プロジェクト会議では地域の課題でもある人の移動手段としての移送サービス、高校生の通学支援、子どもの放課後の居場所づくり、買物支援などの様々なご意見が交わされ、引き続き検討をされています。また、

大杉村づくり委員会の皆様との秋の大杉谷ハイキングで、地域の魅力の発見、また環境省事業意見交換会として林業、伝統食などに取り組みられる皆様との意見交換を行い、広い分野や地域を超えた連携も視野に入れての検討が進められております。

何事も少しずつではありますが、地域の皆様が主体となり、地域の課題を捉え課題を解決する取組、また地域の魅力を再発見し、情報発信に努めることで、住み続けたい、移り住みたいと思われることにつながり、持続可能なまちづくりの第一歩だと感じております。地域の活性化を進めるためには、やはり地域の皆様のお力が必要で、今後も地域の皆様とともに取組を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 富永議員。

○7番（富永勉君） どうもありがとうございます。質問ではなく、2、3お聞きさせていただきます。10月15日に県立大学のまちづくり研究室の朝比奈さんから里づくり通信が発行され、これは多賀町全域か大滝だけか富之尾だけかよう分かりませんが、内容を読みますと6つの部会に分かれてると載ってます。この6つの部会、1つは今ほど言われました大滝小学校の給食をモチーフにした弁当づくり、多分、富之尾の営林署の土地だと思いますけども、あとの6つの事業はどのようなことをしてるのか。そして、進捗状況、どこまで進んでるのか。そこら辺を、もし分からなければ前課長にも、そこにいらっしゃるのでお聞きをお願いできませんやろか。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） ご質問の方にお答えいたします。

今、6つの部会といたしましては、先に部会の方の名称だけ申し上げますと、1つが交流情報部会、2つ目が農林産物と食部会、食事の方でございます。3つ目が子育てに関する事として子ども未来部会ということで、3つの組織がございます。あと4つ目が福祉部会でございます。ほかにあと、職業の職の部会の方が5つ目でございます。先に今の5つの方だけ、どのようなことかということでご説明させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

こういう情報部会の方では、主に今の大滝神社の旧宮司宅の方をお借りし、こちらの方に若い世代を取り入れ、そちらの方で地域で交流していただけるような事業、イベント等の企画をしつつという話で検討していただいております。農林産物と食部会につきましては、先ほどご答弁させていただいたように、旧営林署をお借りし、大滝小学校の給食をモチーフにしたようなお弁当を、また宅配なり、将来的にはカフェ的なもので人をそちらの方に移動していただけるようなところまでというようなことをお考えいただいております。子育て未来部会につきましては、放課後の子どもの居場所づくり、また最近では高校生の通学支援、こちらの方が愛のりタクシーの方が周知できていないというようなご意見も頂いており、こちらについて今どのような利用をされている、どのよ

うに通学をされているのかというようなアンケートを試みたいという話が最近では出てきております。福祉部会につきましては、先ほどの食部会の方との連携を図りつつというところもございますが、また今の本議会でも度々議員様の方からご質問いただいておりますけれども、インターネット関係でものを注文できるような世界百貨店、仮称でございますけれども、そういうもので物を選んで買えるようなところの仕組みづくりができないものかということをご検討されておられます。職業の職部会につきましては、若い世代が入ってきていただいたときに、将来、職業として事業化できないものかというのを、全体の動向を見ながら検討していきたいというようなところでございます。もう1点、確認する時間を頂いてよろしいでしょうか。今お示しいただいたチラシの方では6部会となっておりますけれども、今、実際活動できているのは今の5部会でございます。

○議長（竹内薫君） 富永議員。

○7番（富永勉君） ありがとうございます。6つの部会、今、何々部会、何々部会とお聞きしましたが、その部会はどこまで進んでんのか。今この段階とか、こういう段階とかいうのは、それは分かりますか。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） まだ、それぞれいろいろなご意見を賜り、ご検討いただいているところでございます。今現段階で形としてなりつつあるところが、今の大滝神社の旧宮司宅の改修と旧営林署のところでございます。近々、姿を示すことができそうなものは高校生の通学のアンケート等でございますして、あとはまだご検討いただいているさなかでご理解の方お願いいたします。

○議長（竹内薫君） 富永議員。

○7番（富永勉君） ありがとうございます。もう1点は、先日、富之尾区において地域の説明会がありました。その後、私も毎日現場を見てるんですけども、何も動いてるような気配でもございません。地域説明会があつて、地域住民の方から、「いつから動くの」、「いつから何がどうなんの」、「この営林署はどうなんの」という話を聞きますけれども、営林署の土地のスケジュール、説明会が済んだんで多分進んでると思うんですけども、そこら辺の説明をお願いします。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） お答えさせていただきます。

旧営林署の方なんですけども、富之尾区に寄せていただいてのご説明の後、現在、旧営林署の立地条件の方が河川法の届出が必要ということで、その手続を現在進めているところで、現状の方が着手、着工できない状態ではございます。この河川法の届出の完了は1月ぐらいには届出が完了するかというようなスケジュールを伺っておりますので、その後にもまた所有者である富之尾区の方に改修する内容について再度確認をさせていただきご了承いただき、2月頃から改修工事に着手する旨は伺っております。その地元区のご説明のときにも事前に区の方に周知願いたいということは貴重なご意見を承ってお

りますので、更にスケジュールの方が固まりましたら、またご周知、ご連絡の方をさせていただきます予定となっております。

○議長（竹内薫君） 富永議員。

○7番（富永勉君） 2月頃から改修工事が始まるということで理解してよろしいですか。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） そのとおりで、遅れのないように進めるように調整の方をさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 富永議員。

○7番（富永勉君） どうもありがとうございます。着々と進めることで、大変喜んでるところでございますが、よろしく願いをしておきます。

もう1点、先ほど答弁の中で、大杉村づくり委員会、大杉のハイキング、私も栗本代表の方から招待がございましたけども、衆議院の選挙の真っ最中ということで欠席をさせていただきましたが、この環境省事業は何とのもんや、ちょっと詳しく、費用が出るのか、どういった行事なのか、詳しく分かり次第、お知らせをお願いしたいです。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 先ほどの答弁で、説明の方が不十分であったかと思えます。申し訳ございません。環境省事業は、事業名といたしましては、環境で地方を元気にする地域循環共生づくりプラットフォーム事業と申します。こちらにつきましては、各集落に点在する地域資源、また魅力の方を地域で取り組み、持続可能なまちづくり、地域として横断的に、一つ一つの集落では資源的にも人員的にもなかなか難しいところを、地域で一体として補完して事業を展開しようというものでございます。本年度においては、環境省の現地視察、ヒヤリング等をまた受けさせていただいておりますし、また意見交換会を開催する中でも、単年度で結果がなかなか難しいということも環境省の方もご理解を頂いておりますので、今年度と来年度についても事業について継続して申請できるように取り組んでいく予定でございます。

○議長（竹内薫君） 富永議員。

○7番（富永勉君） どうもありがとうございます。課長、この大滝里づくりプロジェクトは、大変な事業であると我々は思っております。前課長から引き継がれました現課長は大変ご苦労いただいております。今後、大滝地域の発展のため、町を挙げて全力で時間を注いでいただきますようお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目です。公共施設の維持管理、運営管理について、担当課長に伺います。

本町には行政サービスの拠点である役場庁舎をはじめとする福祉施設、学校教育施設、社会教育施設など様々な公共施設があります。住民サービスにとって、どの施設も不可欠なものでございますが、施設は耐用年数があり、中長期的な視野の管理運営、また維持管理を十分考えておかなければならないと考えております。維持管理においては、町行政では現在、公共施設等維持管理基金1億1,800万円の積立、中長期的な予想さ

れる大規模な改修工事に備えて取り組んでおられると考えております。今後の各施設の維持管理について伺います。また、施設の中には開館されてない歴史民俗資料館、本来の社会体育施設の機能として利用してない勤労者体育センターがあり、これらの施設の運営管理についても伺います。

そこで、次の点について伺います。

1つ、耐用年数を超えている施設数、名称は。

2つ、今後、改修が必要と見込まれる施設数、名称は。

3つ、現在、住民サービスに寄与していない施設の運営管理の考えは。

1つ、公共施設の維持管理における計画の考えは。担当課長に伺います。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長（石田年幸君） 富永議員のご質問にお答えをいたします。

多賀町では公共施設を中長期的な視野で管理するために、多賀町公共施設等総合管理計画を平成28年6月に策定しております。この計画では、総務省が示す事例により、施設類型別として12に分類し、現状等の把握や基本的な方針を検討しています。

現況といたしましては、公共施設の多くが昭和40年代から50年代に集中的に整備されておりますことから、施設の老朽化が進んでおります。課題といたしまして、築年数が30年を超える施設が占める割合が多く、今後の大規模改修や更新時期が集中することが予想され、財政的な負担が懸念されます。このことから、公共施設等維持管理基金への積み増しを更に進めるよう努力する必要も認識をしております。

そこで、ご質問の1つ目の耐用年数を超えている施設ですが、耐用年数を財務省が示しております減価償却資産の耐用年数等に関する省令を基準として算定をいたしますと、多賀町公共施設等総合管理計画で管理しております67施設159棟のうち9か所、施設名では町民グラウンドトイレ、多賀町民柔剣道場、高取山ふれあい公園事務所、林業会館、多賀中学校、多賀小学校、多賀幼稚園、大滝幼稚園、バス車庫の9施設がございます。

しかしながら、施設の老朽度は法廷で定められた耐用年数のみでは測れませんので、公共施設等総合管理計画の下位計画であります個別計画におきまして、耐用年数、耐震化の状況、設備の現状、長寿命化の可能性、利用状況、将来的な人口予測など総合的に判断し、今後の施設の計画的な管理、効率的な行政運営を図るよう努めているところでございます。現在は、学校、保育園、社会教育施設などを対象とした計画と、体育館などのスポーツ施設を対象とした計画の2つの個別計画が策定済となっております。現在事業を進めております多賀幼稚園につきましても、この個別計画に基づき改築の必要性があることから、現在、新設として整備を進めておりますし、勤労者体育センターにつきましても個別計画で廃止検討となったことから、解体の判断をさせていただいたところでございます。今後、行政系施設につきましても個別計画策定が必要とはなりますが、

現時点では教育施設の対策は急務でございますので、そちらを優先する方針で進めております。

なお、2つ目のご質問の今後改修が必要となる施設ですが、個別計画におきまして、小学校、中学校施設の健全度が下がっており、今後10年の中で何らかの対策が必要になると考えられる棟が8棟あるものと認識をしております。

ご質問にあります勤労者体育センターは、この個別計画におきまして今後解体することが決定されております。既に体育館としての利用は廃止をさせていただき、一部をシルバー人材センターの事務所として活用をしています。しかしながら、耐震化がされていない上に、雨漏りや漏水、それに伴う漏電など老朽化による維持管理費は増加傾向にありますので、できるだけ早く財源を確保し跡地利用計画を立て、シルバー人材センターの事務所の確保など総合的に判断しながら解体を進める予定でございます。

また、歴史民俗資料館につきましては、平成11年、1999年でございますが、あけぼのパーク多賀の博物館開館に合わせて休館とさせていただいたもので、翌年2000年には文化財センターが完成するなど、文化財の拠点が資料館からあけぼのパーク多賀へ移っております。現在は町内の大型民具を中心とした民俗資料の保管や、一時的な格納場所として使用をしております。特に館内にございます収蔵庫は保管に適した環境で、十分活用できる状態と言えます。そのほか限定的ではありますが、近江猿楽多賀座の備品の一時保管場所としても利用をしております。今後の利用につきましては、現在、収納庫としての機能を維持しながら、将来的に計画をしております敏満寺遺跡の国史跡指定に伴う拠点施設としての活用も可能性を探っているというところでございます。しかしながら、耐震、またアスベストが使用されているなど、集客施設としての課題も多いことから、慎重に判断をしてみたいと考えております。

なお、これらの2つの施設と淡海文化創造館の3施設につきましては、現在、町民の皆様の利用を止めさせていただいている施設ではございますが、いずれの施設におきましても当初の目的は終了した後も何らかの活用を図っているところでございます。町内の関係団体の利用も含めて、維持管理経費を見定めながら、何らかの形で町に寄与できるよう有効に利用をしてみたいと考えております。

以上を踏まえまして、町内の公共施設の今後の計画、考え方でございますが、短期的には、昨日からもありますように、現在、スマートインターチェンジや久徳地先での認定こども園、新たな都市公園など、大型のハード整備事業が集中をしております。それが一段落するまでの間、公共施設の維持管理や改修については最低限での対応となりますが、中長期的には住民のニーズや利用対象者の年齢構成を踏まえ、施設の統廃合、機能の複合化、予防保全による長寿命化により、総量の抑制を図るなど、資産の更新費用の縮減を図りながら施設の大規模改修を進めてまいります。長期的には、人口推移、人口構成の変化や将来的な需要予測により、大胆な施設の統廃合や大規模な更新も必要になると考えております。町民の皆様には現状を正しくお伝えするとともに、施設の在り方

を共に考えていただけるよう、行政として今から検討を始めていく必要があるのではないかと考えております。それぞれの時代に合わせて施設の在り方を常に考え、必要な施設は更に充実を図り、利用度の低い施設につきましては統廃合や複合化を進めるという基本的な考え方の下、町民サービスの向上に努めてまいりたいと思いますので、ご理解、ご協力を頂きますようお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 富永議員。

○7番（富永勉君） ありがとうございます。課長の答弁の中で、2、3点お聞きをさせていただきます。まず勤労者体育館でございますけども、今ほど聞いてますと、漏電や老朽化により総合的に判断し解体を進める予定というようにお聞きしました。間違っていたら教えてください。この解体を進める予定というのは、いつ頃解体されて、そこへ何かが来るのか、分かっていたら教えていただきたいです。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） 今、議員がおっしゃっていただいたように、解体とする方向については間違いはございません。ただ、時期につきましては、昨日も副町長からお答えをさせていただいたかと思いますが、国道8号バイパス、スマートインターチェンジの活用、近江鉄道の方向性等々を見定めながら全体的な計画を再度、高宮池の活用もございしますが、改めてその辺の青写真をきちっと描いた上で解体していきたいというような意向でございます。

○議長（竹内薫君） 富永議員。

○7番（富永勉君） ありがとうございます。もう1点は、学校施設の対策が急務である、そちらを優先する方針というように、今、課長が言われたと思うんですけども、答弁は昨日山口議員が質問されたとおりでよろしいでございますか、課長。

○議長（竹内薫君） 本多教育総務課長。

○教育総務課長（本多正浩君） ご質問にお答えさせていただきます。

昨日もお答えをさせていただきましたけれども、小中学校につきましては築50年以上を経過しているものが多いですので、学校施設の長寿命化計画の上では多賀中学校、多賀小学校については令和12年度までに、大滝小学校については令和22年度までにということで、詳細調査を踏まえて長寿命化を図るということで計画をしておりますので、今、総務課長が申しましたように、大型事業が終わっておりませんので、その終了を待ってこちらの方についても着手していくということで計画をしておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 富永議員。

○7番（富永勉君） 課長、ありがとうございます。もう1、2点お聞きします。課長の答弁の中で、何らかの対策が必要となる棟が8棟あるということを言われました。この8棟はどこに該当するのか、そしてどんな対応するのかお聞きします。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） お答えをいたします。

先ほど申しました個別計画の中におきまして、それぞれ構造物の健全性や劣化状態というのは一応評価をされております。その中で、それぞれ屋根とか外壁、内部仕上げとか電気設備等々、分類しながら判定しているわけですが、Aがおおむね良好、Bが部分的に劣化、Cは広範囲で劣化と、こういうふうに判断しているわけですが、その中でCが2つ以上あるところが8棟ございます。多賀中学校が2つの校舎、多賀中学校の屋内運動場、体育館ですね。それと、多賀小学校の校舎の一部、多分、北校舎のことですが、これが1つ、大滝小学校が4棟ございます。これがCが2つ、個別計画で広範囲にわたる劣化が見られるという施設でございますので、今ほど教育総務課長が申しましたように、詳細を検討していくとこれがまたあらわになってくるのではないかと、順序としてはこれが先行していくのかなと感じております。

○議長（竹内薫君） 富永議員。

○7番（富永勉君） どうもありがとうございます。課長、最近、日本全国で地震が多発しております。早急に直さなければならないところは早急に直していただきまして、特に小学校、中学校言われましたで、子どもたちにけがのないようよろしくお願いをしておきます。

もう1点、一番気になってるのは歴史民俗資料館でございます。聞いてますと、何かの収納庫と言われましたけども、この収納庫では機能は果たせてないように思われます。一度、我々、視察させていただいて検討したいと思うんですけども、教育委員会はどのように考えておられるのかお答えをお願いします。

○議長（竹内薫君） 大岡生涯学習課長。

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） 質問にお答えさせていただきます。

私の方が把握している状況では、展示室にも物がございまして、そしてまた収蔵庫にも様々な物品がございまして、展示室は非常に状態が悪いというふうに把握しております。ただ、収蔵庫につきましては、胡宮神社のいろんな文化財等がございましてけれども、収蔵庫に関しては状態はいいというふうに把握しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（竹内薫君） 富永議員。

○7番（富永勉君） 今、課長、良い悪いはそれは私も分かりませんが、一応一遍見させていただいて視察させていただいて、やはり直さなアカんところは直さんアカんし、もうアカんのやったら、もう解体の方向で進めるとか、そういうようにするのが僕はいと思うんですけど、担当課長の考えはどうですか。

○議長（竹内薫君） 大岡生涯学習課長。

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） お答えさせていただきます。

ご覧いただくということで、我々も共に確認をさせていただいて、修繕すべきところ、また今後の方向性等を考えていきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（竹内薫君） 富永議員。

○7番（富永勉君） どうもありがとうございました。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（竹内薫君） 次に、4番、木下茂樹議員の質問を許します。

4番、木下茂樹議員。

〔4番議員 木下茂樹君 登壇〕

○4番（木下茂樹君） 議席番号4番、木下茂樹です。議長の許可を頂きましたので、質問させていただきます。

まず大きな1点目、育林の広報を。

本町の山林面積は町全体の約86%となっております。造林が本格的に始まったのは明治時代になってからと言われており、水系下流域で水害の多発から住居や人命が失われ、公有地は災害防止上から積極的な造林と薪や木炭などを販売し、山林の管理、労務提供などによって山間地は経済的にも潤っていく状況となっていきました。大滝山林組合や彦根犬上郡営林組合の前身は、この頃の治水、育林を目指して設立されていき、本町の前身である旧の村では、木材販売などによる収益で公共事業も行われ、地域の発展にも寄与していきました。

戦後は木材需要が急拡大し、民有地でも1950年代には植林が一気に進みました。植栽から伐採までは50年から80年の保育が必要と言われていますが、地肌の浅い当町ではそれ以上の年数を要し、現状では最後の間伐、枝打ちによって良質の木材提供の時期かと思われまます。しかしながら、1980年頃から始まった木材価格の下落傾向は、資料によりますと木材素材価格が2004年には杉木材単価である石数と林業従事者賃金が逆転し、特に個人の造林意欲が減少し始めました。2018年には、ヒノキ木材単価も逆転し、森林組合などに作業委託して公的標準補助金、本町独自の上乗せ補助があっても追加費用が要することから、ますます育林施業意欲は低下していきました。

樹齢構成にひずみが生じて、木材資源の偏りも生じてきている現状から、健全な樹齢構成、安定的森林従事者の確保、稼働している乾燥設備と相まって木材の付加価値を高め、付随する林業関連事業者をはじめ林業全体の構成を考慮していかなければなりません。造林意欲の低下、後継者不足、後継者への引継不足などから、山林へ行くことも減少して境界が不明確となり、施業の放棄から荒廃を招き、山林の固定資産税を払っても所有地を知らない、先代からの伝達不足で山林の不明瞭化、所有地の隣人も不明、離村、疎遠など、後生に先代からの財産を伝達する境界明確化事業も順調に進展しない現状となっています。

そこで、各集落林業庁の組織である多賀町林業振興連絡協議会などを通じて、本町独自の補助金制度、山林の施業案内会など計画的な施業の実施を今まで以上に誘導していただき、健全な育林につながる使途に森林環境譲与税2,020万円程度を使途していただきたいと思ひます。林業の衰退は、本町に関わる大滝山林組合、彦根犬上郡営林組合、

各財産区とびわこ東部森林組合の組織の違いや、事業内容も知らない山林所有者、住民も増え、組織も一層形骸化していきます。また、水系下流地域への災害予防、安全な飲料水の安定的供給など、治水を一層理解してもらわなくてはなりません。

本町の林業の健全な育林、管理、樹齢の平準化など、町担当課とびわこ東部森林組合に山林地権者、所有者に丁寧な説明の広報を願うところでもあります。SDGsの一環でもあり、山林の健全な環境の整備に向けた行動に移していかなければなりません。後継者、未来に向け子孫に引き継ぐ土台づくり、健全な育林、管理、樹齢の平準化など、林業町である本町の組織を通じ、施業推進に担当課が林家の意欲を引き出す説明会、指導を賜りたいものであります。

そこで、以上の観点から、対応について見解を問います。

1点目、育林に危機的状況の打開策は。

2点目、育林の補助金、施業の説明会などの開催は。

3点目、森林環境譲与税活用で境界明確化の早急推進を。以上です。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 木下議員の1番目、育林の広報をの1点目、育林の危機的状況の打開策はのご質問にお答えいたします。

木下議員のご指摘のとおり、現在の林業経営は主に木材価格の下落により急速に低迷し、その結果、森林所有者の造林に対する意欲低下だけでなく、山に対する関心がなくなりつつあります。その弊害により、十分な施業が行われずに森林が荒廃するとともに、本来の森林の持つ多面的機能の維持が危惧されています。

そのような状況の中、育林の危機的状況の打開策についてですが、実際のところ、即効性があり画期的な策が見いだされないのが現実であります。しかしながら、町の面積の86%を占める森林を守り、流域水系を水害から守り、近畿にも豊かな水を供給する森林を守り未来に引き継ぐことは、議員の思いと同様に重要なことと認識しております。

当町では、造林事業に係る国・県の上乗せや搬出間伐に係る経費の補助金などの造林に対する制度の充実だけでなく、町産材木材利用住宅促進事業補助金の実施、森林資源の循環への取組を鋭意進めているところであります。小さいながらも、決してあきらめずにできることから取り組んでいきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

2点目の育林の補助金や施業に関する説明会の開催についてですが、多賀町には林業に関する組合として大きく、びわこ東部森林組合、彦根市犬上郡営林組合、大滝山林組合があり、それぞれ森林の維持管理をされているところであります。3組合に対しては、県などと連携し、造林事業に関する補助事業の周知と交付、併せて多賀町の森林整備計画の策定や変更時に聞き取りを行い、協力して必要な森林施業が行えるように取り組んでおります。町内の森林所有者様にも周知を図るために、各字林業組合長などで構成さ

れる多賀町林業振興連絡協議会や集落での説明会の機会があれば、今まで以上に多賀町の森林整備を確実にを行うための様々な説明会の開催を進めていきたいと考えております。

3点目の森林環境譲与税の活用で境界明確化の早急推進をにつましましては、森林環境譲与税は地方の固有の財源として市町村が行う林業における人材育成や担い手確保、木材利用の推進や森林整備に対する支援に充てることを基本的な枠組みとされております。このことから、当町に毎年交付される本税を将来も見据えて計画的にかつ柔軟に活用していく必要がございます。議員ご指摘の環境明確化事業についても、荒廃した森林をなくし豊かな森林を後世に引き継ぐために、有効でかつ早急に実施すべき施策と考えており、毎年この境界明確化事業に対して森林譲与税を充当し実施しているところです。また、今後も明確化事業をより推進するため、森林施業の集約化や治山事業を同時に実施するなど、様々な方法で鋭意取り組んでいきますので、議員におかれましても格別のご理解とご協力をお願いします。

最後になりますが、多賀町の森林環境譲与税の交付額は令和3年度は2,020万円余りで、まだまだ当町の山を守っていくには十分な額とは言えないかもしれません。当町の森林だけでなく、流域水系の水害から守り、近畿にも豊かな水を供給する森林を守り未来に引き継ぐために、上流の地域である私たちから中下流域に対して山を守り、森林資源を循環させることの重要性を訴えていく必要があると感じており、今まで以上に森林を後世に引き継ぐために取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 時間がもう12時近くになっておりますので、再質問があるかと思えますけども、昼からにしたいと思えます。ここで暫時休憩を取りたいと思えます。

再開は議場の時計で午後1時からとさせていただきます。

（午前11時53分 休憩）

（午後 0時54分 再開）

○議長（竹内薫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、木下議員の質問を許します。

木下議員。

○4番（木下茂樹君） それでは再質問させていただきます。

育林の広報ということで、多賀町はほかの市町に比べまして非常に育林に対して厚い補助金を設定させていただいております。その中ででも、昨日の近藤議員の中にも出てきましたように、町の産業として商業、農業、林業の中で、林業は非常に後継者が育ちにくい、また育成が難しい状況に置かれていることは間違いのないと思えます。その中で、少しでもこの現状を打破して少しでも多くの材木を生産していくということになりますと、その打開策としてやはり数多い説明会等を実施していただきたいというふうな思いであります。先ほどの課長の答弁でもありましたように、販売面での多額の補助等もあ

りますが、育林に対しての説明会の回数を増やしていきなり、また正確な補助金の金額を林業従事者、山林所有者に知らせていくことが必要やと思います、その点、課長から見て今の状況では非常に寂しいと思うんですが、少しでもその説明会を開いていただくようお願いしたいんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

各字の林業組合長で構成されます、先ほど申しました多賀町林業振興連絡協議会の場、ならびに集落での説明会を通じまして、林業に対する補助金の内容であったり仕組みであったり、そういったものを説明できる場を設けたいというように思っておりますので、役場の方といたしましても、今現在、山の取組をどのように行っているのか、現在、また山の所有地が分からないとか境界の問題もありますので、いろいろな話が今後できていくと思われま。そういったものを進めていく必要もあると思っておりますので、林業振興に取り組んでいきたいと、集落の方に入って続けて林業振興の発展に寄与したいと考えております。

○議長（竹内薫君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） 課長、ありがとうございます。そのように言っただけだと、非常にこれからの育林に対する意識が変わってくると思います。

ただもう1点心配なのは、長年、多賀町を離れて、山の山林等の固定資産税は支払っているけども場所は知らないという方がおられます。その中で、やはり出られたときの年数とかによっては、もう40年、50年が経っていますと、その当時、何か生活に困ったときには山の木材を売ってそれを足しにしろというふうな感じで出られた方が、今現状を見られますと非常に困難な状況ですので、町外、県外に出ておられる方、または高齢で山林にもう行けないという方にも案内を出していただけるようお願いいたします。

それと、昨日の山口議員の質問の中で、森林の二酸化炭素吸収という話が出ておりました。やはり、森林は二酸化炭素を吸って酸素を出してくれますけども、たしか25年ぐらいまでが二酸化炭素の吸収が一番多かったというふうに、今、私、記憶してるんですけども、それからすると今からでもやはり少しでも植林をしていかないといけない、あまり森林の年齢に偏りが出たら良くないのではないかと思いますけども、今後の新しい新植に関しまして、どのような指導をされるかお伺いします。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

今の質問内容は、新しい品種のことで良かったんですか。

○4番（木下茂樹君） 樹齢。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 樹齢ですか。現在、造林してから50年から80年の木が立っております。確かに、今、議員おっしゃるように二酸化炭素の吸収量も若い木に

比べれば歳いく木ほど吸収も少なくなっておりますので、やはり間伐を進めていく必要があり、そこでまた新しい造林施策をやっていき、吸収量を増やしていきたいというふうに考えております。

○議長（竹内薫君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。それともう1点確認しておきたいんですけども、今、うちの集落の中でも境界明確化事業を推進させていただいております。その中でやはり問題になってくるのは、もう山林が歩けない方が多くなってきまして、俗に言うネット上のマップを見てもなかなか境がはっきり分からないということにもなっています。そこで、境界明確化事業の中としてドローンによる購入をしていただいて、低い高度の中での森林の状況から境を探るというふうな方策も必要やないかと思っておりますけども、その点はどうでしょうか。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 境界明確化につきましては、山を知る人、境界を知っている人がだんだんおられなくなっていく中、元気なうちに、また記憶があるうちに進めていかなければならない問題だと思っておりますし、そのような必要もあると考えております。現在、県の森林整備協議会というのがありまして、事務局は林業協会が事務局を担当しております。構成するのは各市町、そしてまた森林組合などでございます。その中で、今出ておる話では、航空レーザーというんですか、飛行機を飛ばして山の方にレーザーを当ててレーザーを撮るということで、樹脂の杉とかヒノキとか、またあるいは地形、今、そこまでも読み取れるような時代になってきているということ、この前、県のこの会に行きまして、そういったことを知りました。県の方も、今のその整備協議会におきまして何社か、3社ぐらいですか、プレゼンテーションを受けたんですけども、今後、ドローンよりは航空レーザーによる山の測量、3Dとか、山の本当の尾根とか谷とか道、あるいはまたさっきも言いましたけど、山の樹齢とかそんなんで、境界の明確化を進めるためにそういった活用をするということで進めておるところでございます。

○議長（竹内薫君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。最新の技術を使って、少しでも早くその境界明確化事業を推進させていただいて、より一層後継者に引き継ぐ材料にさせていただければというふうに思いますので、ぜひとも積極的な活動をよろしくお願いします。

続きまして、大きな2問目に入らせていただきます。

山間地の空き家除却補助対策はでございます。

空き家対策は、全国各地の難題で、近隣住民の間接的被害も大きく、社会問題の1つとなっています。都会も含め、住民の少ない山間地、離島まで、再使用、再利用不可能な家屋は増加の一方で、本町でも例外ではなく複雑化の一途でもあります。就労と人口移動、少子化と核家族化、過疎化と人口減少、労働集約化と社会構成などの要因は様々ですが、空き家の近隣に住む住民の危険性、衛生、美観、事件性など、空き家対策は社

会問題としても高まってきています。

過去においては、親族の責任の下、改築や除却後の新築が当たり前のように繰り返されてきましたが、社会構造の変化の中で放置され朽ちていく現状があります。都市、平野においても生じていますが、地方に行けば行くほど価値観の違いから放置空き家の除却状況は低下していきます。

本町においても同様な事象が発生し、空き家除却対策も実施されています。特に本町では、山間地に行けば行くほど長期の放置空き家も多く、テン、狸などの害獣の住処にもなり得るなど、家屋本体も朽ちてきている現状から、除却補助金を利用した除却が増えてきております。

しかしながら、補助金50万円と解体費、処分費には乖離があり、多額の負担額出所に所有者家族などでの対応、理解が得られない現状があります。山間地を離村して空き家になり40、50年以上経過してくると、朽ちていく現状は厳しく、所有、管理者が高齢などで帰省することも困難な状況で、親戚、近隣の付き合いも希薄となることから、ますます廃屋家の危険性は増してきていきます。山間地ほど、棟数、形状、材質などで解体には分別と処理に困難性が高く、解体に必要な重機の侵入、残骸の搬出が困難で、自ずと解体費が高額となり、除却後のトラブルの要因にもなっています。

そこで、所有者、管理者が高齢、遠隔地で帰省不可、継承者不明、親族との疎遠、後継の放棄、後継の途絶えなどで除却が進行せず、公道の通行に支障、危険性が高まり、除却の多様化による補助金の新設も必要と思われます。放置住宅の現状では、除却が進まない現状から、近隣者が見かねて空き家の夏期周辺除草、害獣の住処防止の補強など、地域住民の隠れたボランティア活動もあります。

以上の観点から、今後の対応と方向性について、以下の見解を問います。

- 1点目、除却の多様性に応じた補助金制度は。
- 2点目、後継不在者への対応は。
- 3点目、個人、友人、地域などの除却に必要な補助は。以上です。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

〔企画課長 野村博君 登壇〕

○企画課長（野村博君） 木下議員のご質問にお答えいたします。

- 1点目の除却の多様性に応じた補助金制度はについてお答えいたします。

空き家の管理については、空き家等対策の推進に関する特別措置法第3条に定められる空き家の所有者などが自らの責任により適切に行うことを前提とし、現在、本町では所有者などが施工する除却について、多賀町空き家住宅等除却支援事業補助金交付要綱に基づき不良住宅などを除却する場合には、補助基本額に対し補助率2分の1、上限50万円、特定空き家を除却する場合には、補助基本額に対し補助率10分の9、上限400万円の補助金をもってご支援をさせていただいております。

ご質問の趣旨にあります多様性、所有者、管理者の高齢化、遠隔地で帰省が難しい、

継承者不明、後継の放棄などは、当事者の皆様で有価であった個人の財産を後世に負の財産として残さないように検討していただく時間はあり、空き家問題に対して取り組むことができるものと考えております。現行の補助金制度は、さきの特別措置法を踏まえて地域の安全・安心な住環境づくりの促進が目的であり、個人の諸事情による財産の処分に対するご支援ではなく、この目的のために不良住宅と特定空き家の除却に対し配慮した補助金額を設定させていただいていることから、現行の補助金制度に多様性を加味し拡充する考えはないところでございますので、ご理解のほどお願いいたします。

2点目の後継不在者への対応はについてお答えいたします。

所有者が仮に地域に居住されていない場合であっても、先ほど答弁させていただいたとおり、法律では空き家の管理、保全義務はその所有者の責任において適切に管理していただくこととなります。

ご質問の後継不在者は、相続人不明もしくは相続人不存在の場合のご趣旨かと推察いたしますが、相続人不明の場合は法律に基づき町が相続人調査を行い、相続人が明確となった場合には空き家の危険度に応じ適正管理の依頼を行い、状況の改善に向けた働きかけを行っております。また、町の相続人調査を行った結果、相続人が明確とならない場合は相続人不存在となりますが、このような場合は利害関係を有する方が相続財産管理人の選任を裁判所に申立てを行われ、町は選任された相続財産管理人に対し先ほどの相続人不明の場合と同様に依頼を行い、状況の改善に向けた働きかけを行うこととなります。

3点目の個人、友人、地域などの除却に補助はについてお答えいたします。

本町の空き家住宅等除却支援事業補助金交付要綱では、補助対象者を公的書類において所有者として記録されている個人、所有者の相続人、所有者または相続人から除却について委任を受けた者、認可地縁団体、そのほか町長が特に必要と認めたものとなっております。

ご質問の趣旨の個人、友人は、所有者、相続人、委任を受けた個人に類し、地域は認可地縁団体に類し、現行の補助金制度の補助対象とさせていただいております。権利関係を整理いただいた上で、補助対象者に該当されているのか、併せて、同補助金交付要綱に定める各要件を満たされているのかについては、随時ご相談をお受けし、可能であれば除却に対する補助、支援を行ってまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。私自身も、簡単な相談を受けたときには町の方に相談に行ったらということでしたけども、除却の方の方法等がいろいろあるというのが分かりまして、適切なアドバイスができるんじゃないかなと思います。ただ、山間地特有の形状からして、やはり重機が入りにくい、また持ち出し等で運搬車が入れないというところも多々出てきます。また、家屋においては茅葺きだ

とか土蔵、蔵ですね。そういうものが多いと非常に分別等も大変になってきて、金額がますます上がってきてなかなか除却が進まないという状況があります。その点におきまして、例えば近隣の同じような状況の市町がありましたら、ぜひとも参考にさせていただいてアドバイスを受けたいと思いますけども、特に先ほど言いましたように、山間地の苦慮することに関しての補助金の変更はないということで再確認させていただきたいのですが。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 再質問の方にお答えさせていただきます。

今ご質問の方の趣旨としては3点になろうかと存じます。

まず1つ目の重機の投入、搬出部の困難、実際の除却作業において除却されるに当たってなかなか難しいという点につきましては、確かに山間地特有の条件とは推察させていただきますけども、こちらの方については空き家の実態の調査をさせていただき、重機の投入等が困難で作業ができないものなのか、それ以外の理由で除却をされないのかというところについて、再度調査をさせていただく必要があるかとは思いますが。

2つ目のご質問が茅屋根というお話がありましたけども、茅の屋根につきましては、山間地特有というよりも、やはり平坦地の方でも茅の屋根はございますし、あと土蔵の方、こちらの方については今の町の補助金要綱の中では住居されていた家屋という話になっておりますので、土蔵の方については対象とならないことだけをご承知を頂きたいところでございます。

あと3点目が補助金の方、他市町の方でございますけども、県下の市町の事情としか申し上げられないんですけども、県下で空き家の除却等の制度を設けているのは10市町です。こちらの中で、特定空き家の除却に対しては20万円から400万円ぐらいの上限額、また不用住宅に対しては50万円から80万円、狭隘な道路で道路を塞ぐ可能性のあるような木造建築物に対しては20万円というような情報の方は確認させていただいております。このことで、今、議員のご質問の趣旨は実際の除却費用と補助金に乖離があるかというようなお話だとは思いますが、先ほどの県下の金額等を見させていただいても、そう低価ではないというところの考えもございますし、あくまで個人の財産の処分を支援するものではなく、地域の住環境づくりというところも踏まえておりますので、現段階では補助金の方を見直しさせていただくという考えはないところでございますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。だいぶ理解できるようになってきました。

それともう1点お聞きしとかないかんというのは、先ほど言いましたように、所有者、後継者がもうする気がないという状況だけど、周辺の家からすると非常に衛生上も含めて厳しい面があります。そのときにボランティア活動的に、営利を伴わない、地域のために例えば友人だとか親戚だとか集落のボランティアで最低限除却しようというふう

なったときに、そういうようなときの補助金というのはできないでしょうか。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 先ほどもご答弁させていただいた次第でございます。現行の補助金制度の中では所有者もしくは委任を受けた個人という形で補助対象とさせていただいておりますし、地域で取り組まれる場合というお話であれば、これは空き家問題については地域の課題でもあるというような形で、例えばキラリとひかるまちづくり活動支援交付金等で、これは町独自の補助金でございます。地域の課題を解決するという視点で相応の計画を立てていただければ活用していただくこともできようかとは思いますが、新たに今の現行の補助金制度にそちらの方を上乗せ拡充等という考えの中では、考えを持っておりませんので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。本当に除却に関しては言葉的にはいとも簡単なんですけど、実際やろうとすると非常に困難、またお金が絡んできますと大変な状況になっております。少しでもこの山間地の住環境を良くしていくため、これ以上悪くしていかないためにも、今後増えてくる除却に対して十分な対応をしていただくようお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（竹内薫君） 次に、2番、清水登久子議員の質問を許します。

2番、清水登久子議員。

〔2番議員 清水登久子君 登壇〕

○2番（清水登久子君） 2番、清水です。議長の許可を得ましたので、通告書に基づき次の質問をします。

まずその前に、10月23日に粗大ごみの集積場へ、朝8時から9時までの2時間見学に行ってきました。そこで見た光景なんですけど、どこから湧いてくるかと思うぐらいの車がどんどん入ってきて、あっという間に指定のごみの場所へ降ろして帰っていきました。その間の役場職員の働きはお見事でした。それぞれ走ってきて指示を出して、大変お疲れのことと思います。最後、車のいなくなった集積場は粗大ごみの山、本当にごみばかりでしょうか。誰も疑問はないのでしょうか。それぞれの種類のものをあっという間に潰されて、まさにごみになってしまいました。ずっと見ていて思うことがありました。粗大ごみ等のリサイクルについて質問させていただきます。

粗大ごみの収集は、年2回、燃えないごみの収集は月1回、燃えるごみは週2回となっていますが、分別できていない方が多いようです。特に、粗大ごみとは20cm×20cm×20cm以上の大きさのごみとなっているのにもかかわらず、小さな植木鉢とか靴などがあり、これらは燃えないごみの袋に入れて出すようになっていますが、そのまま置いていく人もおられます。また、この間だけなんかもわかりませんが、ぬいぐるみとか燃えるごみについては切断して出すようになっていますが、先日の集積場では大きなぬ

いぐるみが置いてあり、大変悲しい気持ちになりました。また、粗大ごみの中にも、使っていた人にとってはただのごみに過ぎませんが、ただまだ使えるきれいなものまでが大きな機械であつという間に壊されることに、思わずもったいないと感じました。今の法律では、勝手に持ち帰れば窃盗になるということもあり、単に持ち帰ることはできませんが、物を買う、要らなくなったら捨てる、それは当たり前で、経済もそれで回っています。でも、使えるものを簡単に捨てていいものか、一考の余地があると思います。

そこで、次の2点を質問したいと思います。

粗大ごみの集積場でいろいろ区分けしている中で、その一区分を持ち込んだ人がまだまだ使えるとか、きれいで利用価値があると判断されたものを集めてリサイクルとかはできませんでしょうか。

2番目、燃えないごみについても、茶碗、グラス、そういうものは捨てたいと思っている人と、それを使いたいという人がいる、そういうことをつなぐ何かいい方法はないでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 清水議員の1番目、粗大ごみ等のリサイクルについての1点目、粗大ごみの集積場でまだまだ使えるとか、きれいで利用価値があると判断したものを集めてリサイクルできないかと、2点目、燃えないごみについても捨てたいと思っている人とそれをもらって使いたいと思っている人をつなぐ何かいい方法はないか、1点目と2点目は関連しますので、一括してお答えさせていただきます。

粗大ごみの回収は4月と10月の年2回実施しており、ごみの回収量は横ばい状態で、年間1,000万円を超える多額の処理費用を支払っています。清水議員ご指摘のとおり、粗大ごみに持ち込まれるごみの中には、きれいでまだまだ利用価値があるたんすやおもちゃ、茶碗、グラスなどが見受けられます。ごみ処理には多くの処理費用を要していることから、ごみの減量化や資源化に向けて更に取り組んでいかなければなりません。

ごみ減量の取組として、ごみになるものを減らす取組（リデュース）、繰り返し使う取組（リユース）、再び資源として活用する取組（リサイクル）の3Rの取組啓発を行い、ごみの減量化や資源化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

中でも、清水議員ご指摘のとおり、自分が使わなくなったものを必要な人に譲るリユースの取組はごみの減量化につながる効果的な取組であることから、まずはまだまだ使えるものは近隣のリサイクルショップやフリーマーケットへ持ち込む取組を推進し、町民一人一人がごみの減量化や資源化にもっと関心を持って取り組んでいただくよう考えてまいりたいと思いますので、ご協力いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。今おっしゃったんですが、近隣のショップ、若い人はたくさん行かれます、確かに両方に抱えてとか、車でとかドーンと持って帰る人も確かにいらっしゃいますし、そういうなんも分かりますが、多賀町民の方全体がそうするのならまだ言えますけども、そういうことばかりではないんですよ。ただ若い人はいいかもしれないけど、歳いった者が荷物持って、ナフコの上とか国道とかそこらにもありますけども、そういうところへ持っていけないからということで、もう多賀のところのみんなが集めているところへやっこさで持っていかれる方が多いと思います。それで、その集まったものを何とかした方がいいのではないかという私の質問なんです。ただ、「近隣へ行ったらいいで、それでごみ減るで」、それでは駄目なんですよ。私の言いたいのは、町内で何とかならんかという話が言いたいんです。それに、豊郷とかそういうところではリサイクルをやっておられるそうなんです。私も見たことはございませんので確かなことではないですけど、そういうのもやっておられますし、町全体としてそういう取組をやればごみが減るんじゃないかとか。そういうなんから思うと、お金に換えるんじゃないかと、全体で何とかならんかとか、どっかの場所に置いてとか、例えば集積していくつかにブースが分かれてました。そのブースの中のもう一つを造って、そこへまだこれは使えるでというもんを集めるとか、そういう形ででもいいかなと思います。そのことをもうちょっと考えてほしいなということで質問させていただいたんで、近隣に持っていくのではないです。もう1回、そういう意味で質問させていただきます。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

今、清水議員の再質問につきましては、ごみの減量ということが主で質問をされておられます。ごみの減量化に向けて今後どのように、今も清水議員がおっしゃるように、他のまちの例もございますし、一度どのような形でごみがまた減っていくのかいうことをまた考えていきたいというふうに思っております。彦根辺りの先ほどおっしゃられましたリサイクルショップ、若い方やったら持って行けるとかいう話もされましたけれども、高齢の方でも知人、友人、知り合いとかに、親戚の方に聞いてもらって、まだ使えるもんを要らないかというような声かけもまた必要やというふうには思いますので、そういった面も含めまして、粗大ごみの減量化に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（竹内薫君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） 何かしつらく言うことで、また私のしつらこさが出てきまして申し訳ないんですが、私はごみの減量化を言ってるわけではなくて、リサイクルをしたいと、そういうことを思ってるんです。それと、リサイクルするに当たって若い人に頼んだりとか、そういうなんもできるかもしれませんが、そういうばっかりじゃないんです。だから、自分で持っていけへんけど、そこのごみの集積場とかやったら出せ

るとか、そういう形でのあれをまとめてもらえないかと、それを何とかできないかと私は思います。それとか、この頃よう言われてる断捨離とかありますよね。ああいうなんでも、その断捨離とか言えるときに処分するのやったらまた物はリサイクルできるものなんです、もうその方が全然いなくなっても若い人だけになったら、ただのごみになるんです。そういうことも思うと、リサイクルというのは大切なことだから、何とかリサイクルを多賀町でやってほしいと、それを私は思います。そういう意味でリサイクルという意味でちょっと答えていただきたいと思うんですが。もし、そこで産業環境課の関係では無理だと言うならばほかの方でも結構ですので、教えていただきたいとします。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

リサイクル、使い終わったらまたもう一度資源として戻して使っていくというような取組のお話でした。一度また産業環境課の方でまた検討させていただいて検討したいというふうに考えておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

○議長（竹内薫君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） 私はよう分からんのですが、検討イコール駄目ということらしいので、それでは私は困ります。それは答えにならんと思います。検討はただの逃げだけだと思いますので、そういう意味で、町長、そういう考えはどうでしょうか。できたら町長に聞きたいです。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 清水議員がおっしゃるとおりですので、検討して駄目ということはあるかもしれませんが、十分、産業環境課職員、やはり職員全体でいろいろと協議して、今、職員の中でこういうリサイクルということが、物によってリサイクル、そしてこの場所づくりもちゃんとできるかということもしっかりと議論して、みんながやろうということになれば前に進めていけるのかなと思ってます。

○議長（竹内薫君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。町長がそう言うてくれはったら一番心強いと思います。それでよろしくお願ひしたいんですが、一応、その粗大ごみとか燃えないごみだけでなく、もう一つあるんです。これはごみ等についてですので、離れてないと思います。そこに「等」という字が入ってますので。

○議長（竹内薫君） 離れないでお願いします。

○2番（清水登久子君） 離れません。資源ごみもごみなんで、そのリサイクルの関係も、資源ごみに関しては小学校とか中学校で集めておられるんですが、集めてくれやるのはよろしいんですが、定期的集めてるわけではなくて不定期なんですよね。その間で、皆、中学校へ出すと捨ててくれはるんですが、それでもためとくというのがなかなか難しい場合があるんですよ。例えば置き場所がないとか、そういう場合やと、全部破

って、新聞とか破って袋へ入れるとか、そういうふうにして普通の燃えるごみのところへ入れてまわる方も多いんです。だから、そういう意味での資源ごみになるものをどこかちょっと場所を集めておけるところ、そういうものも造っていただければありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

小学校、中学校、あと保育園とかPTAの関係で、皆さん、資源回収にご協力いただいて再利用をしていただいとるところでございます。ありがたいと思っております。それで、時期が不定期で家に置いとくということで、どこか場所がないかということですが、でも、現在、場所を考えてみると、そういう安心して置いとけるようなところもないと思っております。役場の方の中でももういっぱいになってしまいますし、大量の新聞紙、雑誌、古着とか、諸々一括でまとめるような場所は今すぐには浮かんでできませんけども、行政といたしましては、集落の方でそういった仕組みづくりをやってもらえたらというふうには思っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。なかなか言いにくいというか、答えられないだろうと思いつつ質問してます。それでも、やっぱりそういうところがちょっとでもあると、家のところからちゃんと残しといてくれやるんです。それを思いますので、できたらそういう資源になるものは資源ごみに出していただきたいし、燃えないごみは燃えないごみと、きちっとした分別ができるのが一番いいかと思えます。

それともう一つ、賞味期限の関係なんですが、私らもよくやるんですが、物を欲しいな思うて買うんですけど、結局、使わない調味料とか、それか開いたことのないまま捨てんならんとか、そういう場合もあるし、もう期限が来てるときに3つも4つも忘れて買ってるときがあるんです。そういうときに、その1つどれかを誰かに使ってもらえる、そういう形ができれば一番省エネというのか、そのリサイクルもしたいと私は思うんですが、そういうのも場所が要るのは要るんです。でも、そういうなんは考えてもらうわけにはいきませんか。難しい話でしょうか。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） 今ご提案を頂いた食料品につきましては、やっぱり非常に、当然、人間の体に入るものですので、なかなかそう簡単にはいかないのかと思えますが、勉強はしてみます。

○議長（竹内薫君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。確かに答えにくいですが、私の言うてるのは賞味期限を切れたやつとか封を開けたものとか、そういう意味ではございません。ただまっさらのまま、まだもう少し日があるけれど、それでももったいないなと思

ますので、私、たくさん捨ててるんです、確かに。それはいいこととは思えないんです。だからそれをもらってくれんかなとか、そういう意味で思うことがありましたので、それを言わせてもろただけなんです。ただ、そういうふうになんでもリサイクルというか、回すとちょっとでもごみは減るとそれを思ったので、それで言わせてもらいましたので、一応そういうことで、それだけはどうしようもないかもしれませんが、一応言いたいことを言わせてもらいました。申し訳ないと思います。

それで、質問自体はもうあれなんですけど、最後にちょっと思ったことを1つ言わせてもらおうと、今月号の広報たが、あれにそこの産業環境課の記事が載ってました。粗大ごみのときの違反品というのが写真と、これがあきませんよというのが載ってたんですけど、10月にそれがあつたばかりのときに今載せてもろても誰も覚えてないと思いますので、これは無駄な感じだと思います。もしできれば、その前のときにもっとしっかり、これは違反品ですよ、これはいいですよという形のをチラシをするときに作ってくださる方が分かりやすいと思いますので、できたらその啓発するんやったら、もうちょっとその時期までのところの広報に載せてください。だから、春やったら春の前にそれをしていただければ分かりますので、よろしくそれはお願いしたいというか、要望です。以上、いろんなこと、難しいことばかり言いましたけど、できればリサイクルの方をもっと考えていただいて住み良い多賀町にできるようにしていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。以上です。

○議長（竹内薫君） これをもって、今定例会における一般質問を終わります。

町長をはじめ、執行機関の職員の方々におかれましては、簡潔明瞭に答弁いただき、厚く御礼をいたします。長時間にわたり、誠にありがとうございました。

○議長（竹内薫君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

なお、12月10日に再開し、追加議案を上程し審査を行います。

これをもって散会します。

（午後 1時50分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 竹内 薫

多賀町議会議員 大橋 富造

多賀町議会議員 富永 勉